

コード表		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	2411	訪問型独自サービス費21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	287単位	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス費22	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		179単位	
A2	2621	訪問型独自サービス費23		(二) 所用時間45分以上の場合		220単位	
A2	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 主に身体介護を行う場合。22回まで算定可能	(3) 短時間の身体介護が中心である場合 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		163単位	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		▲3単位	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	▲2単位
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3				(二) 所用時間45分以上の場合	▲2単位
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		▲2単位	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 1	業務継続計画未策定減算	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		▲3単位	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 2		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	▲2単位
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 3				(二) 所用時間45分以上の場合	▲2単位
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		▲2単位	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	所定単位数の10%減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	所定単位数の15%減算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	所定単位数の12%減算	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			
A2	8002	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1回につき		
A2	8102	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				
A2	8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				
A2	4001	初回加算	200単位加算(1月)	200単位	1月につき		
A2	4003	生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算(1月)	100単位			
A2	4002		②生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算(1月)	200単位			
A2	6102	口腔連携強化加算	1回につき 50単位加算(1月に1回を限度)	50単位	月1回限度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270 /1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287 /1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249 /1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266 /1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207 /1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170 /1000 加算			
注 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目							